

令和4年4月1日

医療法人 大橋会 行動計画

女性活躍推進法に基づき、従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：令和7年3月までに、従業員全員の所定外労働時間を、一人あたり月20時間未満にする。

＜対策＞

- 令和4年4月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和4年4月～ 運営委員会での検討開始
- 令和4年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を概ね年に2回程度実施

目標2：従業員の女性比率は高い水準を維持しているが、特に子育て世代の女性の活躍の場を堅持するため、職場と家庭の両立を目指した給与体系の見直し、手当の設定等を行う。

＜対策＞

- 令和4年4月～ 給与手当に「子育て支援手当」を設定
- 令和4年4月～ 雇用契約時および、管理者により定期職員面談を年に概ね2回程度実施し、ワークライフバランスに重きを於いての離職率の増加防止を諮る。